

○平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十二条第一項の規定に基づく指定に関する件）の一部改正
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース</p> <p>（削除）</p> <p>七 公衆電話機及びこれに付随する設備</p> <p>八 電気通信番号の案内に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）</p> <p>九（略）</p>	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局</p> <p>七 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局</p> <p>八 公衆電話機及びこれに付随する設備</p> <p>九 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）</p> <p>十（略）</p>